連結事業年度（当該開始の日前一年以内に終了した事業年度が連結事業年度に該当しない場合には当該事業年度とし、設立の日以後に終了した連結事業年度又は事業年度に限る。イにおいて「前一年連結事業年度等」という。）の期間（当該開始の日から起算して一年前の日を含む前一年連結事業年度等にあつては、当該一年前の日から当該前一年連結事業年度等の終了の日までの期間。第十五項第二号において「前一年連結事業年度等特定期間」という。）内の各月分の当該連結親法人又はその連結子法人の給与等の支給を受けた者

ロ　前連結事業年度等の月数が適用年度の月数を超える場合　当該連結親法人又はその連結子法人の国内雇用者として当該適用年度の期間及び前連結事業年度等特定期間（当該前連結事業年度等の期間のうち当該適用年度の期間に相当する期間で当該前連結事業年度等の終了の日に終了する期間をいう。）内の各月分の当該連結親法人又はその連結子法人の給与等の支給を受けた者

第三十九条の四十七第十四項から第二十項までを次のように改める。

14　法第六十八条の十五の六第三項第五号に規定する政令で定める金額は、同項第三号に規定する雇用者給与等支給額のうち同項第五号に規定する継続雇用者（次項各号において「継続雇用者」という。）に係る金額とする。

15　法第六十八条の十五の六第三項第六号に規定する政令で定める金額は、同号の連結親法人又はその連結子法人が次の各号に掲げる場合のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める金額とする。

一　第十三項第一号に掲げる場合　当該連結親法人又はその連結子法人の同号に規定する前連結事業年度等に係る給与等支給額のうち継続雇用者に係る金額

二　第十三項第二号イに掲げる場合　当該連結親法人又はその各連結子法人ごとに、同号イに規定する前一年連結事業年度等に係る給与等支給額のうち継続雇用者に係る金額（当該前一年連結事業年度等の前一年連結事業年度等特定期間に対応する金額に限る。）の合計額に同号イの適用年度の月数を乗じてこれを前一年連結事業年度等特定期間の月数の合計数で除して計算した金額

三　第十三項第二号ロに掲げる場合　当該連結親法人又はその連結子法人の同号ロの前連結事業年度等に係る給与等支給額のうち継続雇用者に係る金額（当該前連結事業年度等の同号ロに規定する前連結事業年度等特定期間に対応する金額に限る。）

16　法第六十八条の十五の六第三項第七号に規定する政令で定める取得は、代物弁済としての取得とする。

17　法第六十八条の十五の六第三項第七号に規定する政令で定めるものは、棚卸資産、有価証券及び法人税法第二条第二十四号に規定する繰延資産以外の資産のうち法人税法施行令第十三条各号に掲げるもの（時の経過によりその価値の減少しないものを除く。）とする。

18　法第六十八条の十五の六第三項第九号に規定する政令で定める費用は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める費用とする。

一　連結親法人又はその連結子法人がその国内雇用者に対して教育、訓練、研修、講習その他これらに類するもの（以下第三号までにおいて「教育訓練等」という。）を自ら行う場合　次に掲げる費用

イ　当該教育訓練等のために講師又は指導者（当該連結親法人又はその連結子法人の役員又は使用人である者を除く。）に対して支払う報酬その他の財務省令で定める費用

ロ　当該教育訓練等のために施設、設備その他の資産を賃借する場合におけるその賃借に要する費用その他これに類する財務省令で定める費用

二　連結親法人又はその連結子法人から委託を受けた他の者（当該連結親法人又はその連結子法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含む。以下この号及び次号において同じ。）が教育訓練等を行う場合　当該教育訓練等のために当該他の者に対して支払う費用

三　連結親法人又はその連結子法人がその国内雇用者を他の者が行う教育訓練等に参加させる場合　当該他の者に対して支払う授業料その他の財務省令で定める費用

19　連結親法人又はその連結子法人が、法第六十八条の十五の六第一項第三号又は第二項第二号イに掲げる要件を満たすものとして同条第一項又は第二項の規定の適用を受ける場合には、これらの規定の適用を受ける連結事業年度の連結確定申告書等に前項各号に定める費用の明細を記載した書類として財務省令で定める書類を添付しなければならない。

20　法第六十八条の十五の六第三項第十号に規定する政令で定める場合は、同号の連結親法人又はその連結子法人が次に掲げる法人のいずれにも該当しない場合とし、同項第十一号に規定する政令で定める場合は、同号の中小連結親法人又はその連結子法人が次に掲げる法人のいずれにも該当しない場合とする。

一　次項の規定の適用がある第七項第一号に掲げる合併法人

二　第二十二項の規定の適用がある第九項第二号イに掲げる分割承継法人等

第三十九条の四十七第二十二項中「第六十八条の十五の六第六項の規定により読み替えて適用される法人税法第八十一条の十八第一項各号列記以外の部分」を「第六十八条の十五の六第七項において準用する法第六十八条の九第十三項第二号及び第五号」に改め、「及び法第六十八条の十五の六第六項の規定により読み替えて適用される地方法人税法第十五条第一項各号列記以外の部分に規定する政令で定める金額」を削り、「の規定により当該適用年度」を「又は第二項の規定により当該連結事業年度」に、「に対する同項」を「に対する同条第一項」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度に係る法第六十八条の十五の六第三項第三号に規定する雇用者給与等支給額から同項第四号に規定する比較雇用者給与等支給額を控除した金額（当該連結事業年度において法第六十八条の十五の二の規定の適用を受けた場合には、当該連結親法人又はその連結子法人の第一項に規定する個別給与控除額（当該連結事業年度において法第六十八条の十五の六第二項の規定の適用を受けた場合には、第二項において準用する第一項に規定する個別給与控除額）を控除した金額）

第三十九条の四十七第二十二項第二号中「適用年度」を「連結事業年度」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十一項中「第一項、第六項から第九項まで及び第十一項から第十三項まで」を「第五項から第十項まで、第十二項、第十三項及び第十五項」に改め、同項ただし書を削り、同項を同条第二十六項とし、同条第二十項の次に次の五項を加える。

21　法第六十八条の十五の六第一項又は第二項の規定の適用を受けようとする連結親法人又はその連結子法人（以下この項及び次項においてそれぞれ「適用連結親法人」又は「適用連結子法人」という。）が教育訓練費基準日（次に掲げる日のうちいずれか早い日をいう。以下この項及び次項において同じ。）から同条第一項又は第二項の規定の適用を受けようとする連結事業年度（以下この項及び次項において「適用年度」という。）終了の日までの期間内において行われた合併に係る合併法人に該当する場合の当該適用連結親法人又はその適用連結子法人の当該適用年度における同条第三項第十号に規定する比較教育訓練費の額（同条第二項の規定の適用を受けようとする場合には、同条第三項第十一号に規定する中小連結法人比較教育訓練費の額。次項において「比較教育訓練費等の額」という。）の計算における教育訓練費の額（連結親法人又はその連結子法人の連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される同条第三項第九号に規定する教育訓練費の額（連結事業年度に該当しない事業年度にあつては、当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される法第四十二条の十二の五第三項第十号に規定する教育訓練費の額）をいう。以下この条において同じ。）については、教育訓練費基準日を第七項各号の基準日と、当該適用年度開始の日においてその設立の日の翌日以後二年（法第六十八条の十五の六第二項の規定の適用を受けようとする連結親法人又はその連結子法人にあつては、一年。第一号及び第二号において同じ。）を経過していない連結親法人又はその連結子法人（第一号及び次項においてそれぞれ「教育訓練費未経過連結親法人」又は「教育訓練費未経過連結子法人」という。）を第七項各号の未経過連結親法人又は未経過連結子法人と、教育訓練費の額を同項の給与等支給額と、それぞれみなした場合における当該各号に定めるところによる。